

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 7 日

都道府県建築設備担当各位

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐（動力・設備担当）

### エレベーターの外部連絡装置の取扱いについて

建築基準法施行令第129条の10第3項第3号に規定される外部連絡装置の定期検査等については、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）別表第1第3号（8）に規定されています。

今般、外部連絡装置について、下記のとおり定期検査等の方法及び判定基準に関して、取扱いを明確にしましたので、貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 一般電話回線を使用した外部連絡装置については、他の外部連絡装置と同様に、通信経路に該当する設備等（建築物外の通信事業者等の設備を除く。）について、通電時及び電源遮断時の両方で適切に検査を実施する必要がある。
- 2 かご外の外部通話装置が、管理人等が常駐していない管理人室又は住戸に設置されている場合は、他の外部連絡装置を設置する等の対応を行う必要がある。

問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 湯浅  
電話 : 03-5253-8111 (内線 39-576)